

令和 6 年 度

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

北海道 監 査 委 員

監委第893号

令和7年(2025年)9月3日

北海道知事 鈴木直道様

北海道監査委員 村木 中

北海道監査委員 松山 丈史

北海道監査委員 深瀬 聡

北海道監査委員 佐藤 則子

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

目 次

第 1	審査の対象	-----	1
第 2	審査の手続	-----	1
第 3	審査の結果及び意見	-----	1
1	実質赤字比率	-----	2
2	連結実質赤字比率	-----	2
3	実質公債費比率	-----	2
4	将来負担比率	-----	2
5	資金不足比率	-----	3
第 4	審査の内容	-----	4
1	実質赤字比率	-----	4
2	連結実質赤字比率	-----	6
3	実質公債費比率	-----	8
4	将来負担比率	-----	10
5	資金不足比率	-----	14
参 考			
1	健全化判断比率及び資金不足比率の対象	-----	16
2	令和 6 年度健全化判断比率の算定（イメージ図）	-----	17
3	令和 5 年度決算に基づく各都道府県の健全化判断比率及び資金不足比率の状況	-----	18

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和6年度北海道一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）、資金不足比率及びこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象として審査を実施した。

第2 審査の手続

この健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査は、北海道監査委員監査基準に準拠し、

- 1 法令等に照らし、提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算出過程に誤りはないか
- 2 健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか

を主眼とし、関係部局から審査資料の提出を求め、決算書等を相互に照合するとともに、その内容について説明を徴すなどして実施した。

第3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、前記の手続により審査した限り、重要な点において、法令等に適合し、かつ正確であると認められる。

(単位：％・pt)

区 分		算定比率				基準（令和6年度）	
		令和6年度	令和5年度	令和4年度	増 減 (R6-R5)	早期健全化 経営健全化	財政再生
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	—	—	3.75	5.00
	連結実質赤字比率	—	—	—	—	8.75	15.00
	実質公債費比率	20.0	19.1	18.9	0.9	25.0	35.0
	将来負担比率	307.0	306.7	311.0	0.3	400.0	
資金不足比率	公共下水道事業会計	—	—	—	—	20.0	
	流域下水道事業会計	—	—	—	—	20.0	
	電気事業会計	—	—	—	—	20.0	
	工業用水道事業会計	—	—	—	—	20.0	
	病院事業会計	—	—	—	—	20.0	

注 1 実質赤字比率は、実質赤字が生じておらず算定されないため、「—」と表示した。

2 連結実質赤字比率は、連結実質赤字が生じておらず算定されないため、「—」と表示した。

3 資金不足比率は、資金不足額が生じておらず算定されないため、「—」と表示した。

1 実質赤字比率

実質赤字比率については、一般会計の実質収支が163億442万円の黒字、特別会計のうち道営住宅事業特別会計の実質収支が1億2,823万円の黒字であるため算定されず、実質黒字比率は1.19%となっている。

(※ 実質赤字比率の審査内容についてはP 4～P 5 参照)

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率については、一般会計等の実質収支が164億3,264万円の黒字、国民健康保険事業特別会計等の実質収支が64億2,798万円の黒字、公共下水道事業等の公営企業会計が179億2,803万円の資金剰余であり、総計で407億8,864万円の黒字であるため算定されず、連結実質黒字比率は2.95%となっている。

(※ 連結実質赤字比率の審査内容についてはP 6～P 7 参照)

3 実質公債費比率

実質公債費比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、過去3か年平均により算定することとなっており、令和5年度決算に基づく比率(R3～R5の平均)が19.1%、令和6年度決算に基づく比率(R4～R6の平均)が20.0%で、前年度に比べて0.9ポイント上昇した。これは、算出上の分子に算入される元利償還金及び準元利償還金の合計額が、前年度に比べ109億円程度増加したことにより、単年度の実質公債費比率が前年度に比べて1.4ポイント上昇したことなどによるものである。

実質公債費比率は、平成30年度決算に基づく比率から下降を続けたが、令和5年度決算に基づく比率(R3～R5の平均)から上昇に転じており、また、令和7年2月に公表した「実質公債費比率の推移」によると、今後も比率の上昇傾向が続くことが見込まれており、引き続き厳しい財政運営が予想される。このため、「行財政運営の基本方針」に基づく、施策や事務事業のより一層徹底した精査や取捨選択などによる歳出の削減・効率化のほか、新規道債発行の抑制に努めるなど、中長期的な公債費負担の適正化に取り組み、実質公債費比率の改善に向けた取組を推進していく必要がある。

(※ 実質公債費比率の審査内容についてはP 8～P 9 参照)

4 将来負担比率

将来負担比率については、令和5年度決算に基づく比率が306.7%、令和6年度決算に基づく比率が307.0%で、前年度に比べて0.3ポイント上昇した。

北海道の将来負担比率の算定要素となる将来負担額(6兆4,747億円)については、大部分(91.4%)を道債残高(5兆9,196億円)が占めている。このため、今後とも、危機感をもって、施策の見直しや事務事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底など行財政改革を一層推進し、新規道債発行の抑制を図ることが重要であり、中長期的な視点により、将来的な財政負担に十分留意した財政運営を行っていく必要がある。

(※ 将来負担比率の審査内容についてはP 10～P 13参照)

5 資金不足比率

資金不足比率については、貸借対照表上の流動負債から流動資産を差し引いた額を基本として算出されており、対象となるすべての公営企業会計において、資金不足額が生じていないため算定されず、公共下水道事業会計で5,809万円、流域下水道事業会計で4,360万円、電気事業会計で140億635万円、工業用水道事業会計で34億6,139万円、病院事業会計で3億5,860万円の資金剰余額が生じている。

しかし、公共下水道事業会計、流域下水道事業会計及び病院事業会計においては、未処理欠損金が多額となっており、厳しい経営状況にあることから、それぞれ設定している数値目標の維持・確保に向けて、経営改善を図っていく必要がある。

(※ 資金不足比率の審査内容についてはP14～P15参照)

第4 審査の内容

1 実質赤字比率

(単位：%)

算定比率				基準(令和6年度)	
令和6年度	令和5年度	令和4年度	増減 (R6-R5)	早期健全化	財政再生
—	—	—	—	3.75	5.00

(1) 内容

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示すもの

(2) 対象

一般会計		
特別会計	公債管理特別会計	就農支援資金貸付事業等特別会計
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計
	中小企業高度化資金貸付事業等特別会計	林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計
	苫小牧東部地域開発出資特別会計	道営住宅事業特別会計
	石狩湾新港地域開発出資特別会計	住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計

(3) 算式

$$\bullet \text{実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

【一般会計等の実質赤字額 A】

(単位：千円)

区分	歳入総額 ア	歳出総額 イ	繰越財源 ウ	実質収支額		増減 (R6-R5)
				令和6年度 A(ア-イ-ウ)	令和5年度	
一般会計	3,281,608,831	3,262,618,811	2,685,605	16,304,415	28,269,076	△11,964,661
特別会計	公債管理	426,158,419	426,158,419	0	0	0
	母子父子寡婦	1,832,814	912,586	920,228	0	0
	中小企業	1,380,003	1,280,542	99,461	0	0
	苫東	986,847	986,847	0	0	0
	石狩新港	494,989	494,989	0	0	0
	就農支援	1,199,079	395,428	803,651	0	0
	沿岸漁業	1,031,493	280	1,031,213	0	0
	林業木材	1,010,133	80,054	930,079	0	0
	道営住宅	16,385,704	16,257,477	0	128,227	137,575
住宅公社	32,763,527	32,763,527	0	0	0	0
合計	3,764,851,839	3,741,948,960	6,470,237	16,432,642	28,406,651	△11,974,009

[実質黒字額] [実質黒字額]

【標準財政規模 B】

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減 (R6-R5)
普通交付税額	654,091,211	650,309,690	3,781,521
標準税収入額等	718,229,778	702,442,846	15,786,932
臨時財政対策債発行可能額	5,806,416	11,753,279	△5,946,863
合 計	1,378,127,405	1,364,505,815	13,621,590

【実質赤字比率 A/B】

(単位：千円)

区 分	実質赤字額 [実質黒字額] A	標準財政規模 B	実質赤字比率 (%) A/B	参 考 (実質黒字比率 %)
令和 6 年度	0 [16,432,642]	1,378,127,405	—	1.19
令和 5 年度	0 [28,406,651]	1,364,505,815	—	2.08
増 減 (R6-R5)	0 [△11,974,009]	13,621,590	—	△0.89pt

* 参考 令和 6 年度決算に基づく標準財政規模 B において、比率が基準以上となる
一般会計等の実質赤字額 A の目安

早期健全化基準	財政再生基準
約 5 1 7 億円	約 6 8 9 億円

2 連結実質赤字比率

(単位：％)

算定比率				基準(令和6年度)	
令和6年度	令和5年度	令和4年度	増減 (R6-R5)	早期健全化	財政再生
—	—	—	—	8.75	15.00

(1) 内容

道の全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示すもの

(2) 対象

「1 実質赤字比率」の対象となった一般会計等に、次の会計を加えたもの

公営事業会計に 属する特別会計	国民健康保険事業特別会計	公営企業 会 計	法適用	電気事業会計
	地方競馬特別会計			工業用水道事業会計
公営企業 会 計	法適用			病院事業会計
	公共下水道事業会計			
	流域下水道事業会計			

(3) 算式

$$\bullet \text{連結実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}}$$

$$\bullet \text{全会計の連結実質赤字額 A} = \begin{array}{l} \text{一般会計等の実質赤字額} \quad \text{A1} \\ + \text{公営事業会計に属する特別会計の実質赤字額} \quad \text{A2} \\ + \text{公営企業会計(法適用)の資金不足額} \quad \text{A3} \\ + \text{公営企業会計(法非適)の資金不足額} \quad \text{A4} \end{array}$$

【一般会計等の実質赤字額 A1】

(単位：千円)

区 分	歳入総額 ア	歳出総額 イ	繰越財源 ウ	実質収支額		増 減 (R6-R5)	
				令和6年度 A1(ア-イ-ウ)	令和5年度		
一般会計	3,281,608,831	3,262,618,811	2,685,605	16,304,415	28,269,076	△11,964,661	
特 別 会 計	公債管理	426,158,419	426,158,419	0	0	0	
	母子父子寡婦	1,832,814	912,586	920,228	0	0	
	中小企業	1,380,003	1,280,542	99,461	0	0	
	苦 東	986,847	986,847	0	0	0	
	石狩新港	494,989	494,989	0	0	0	
	就農支援	1,199,079	395,428	803,651	0	0	
	沿岸漁業	1,031,493	280	1,031,213	0	0	
	林業木材	1,010,133	80,054	930,079	0	0	
	道営住宅	16,385,704	16,257,477	0	128,227	137,575	△9,348
	住宅公社	32,763,527	32,763,527	0	0	0	0
合 計	3,764,851,839	3,741,948,960	6,470,237	16,432,642	28,406,651	△11,974,009	

[実質黒字額] [実質黒字額]

【公営事業会計に属する特別会計の実質赤字額 A2】

(単位：千円)

区 分	歳入総額 ア	歳出総額 イ	繰越財源 ウ	実質収支額		増 減 (R6-R5)
				令和6年度 A2(ア-イ-ウ)	令和5年度	
国 保	487,241,454	481,136,767	0	6,104,687	3,944,926	2,159,761
地方競馬	59,506,505	59,183,215	0	323,290	244,572	78,718
合 計	546,747,959	540,319,982	0	6,427,977	4,189,498	2,238,479

[実質黒字額] [実質黒字額]

【公営企業会計（法適用）の資金不足額 A3】

(単位：千円)

区分	流動資産等 ア	流動負債等 イ	算入 道債 ウ	解消可能 資金不足 額 エ	資金収支額		増減 (R6-R5)	参考 (R6 損益計算書 当年度純損益)
					令和6年度 A3(ア-イ-ウ+エ)	令和5年度		
公共	894,392	836,306	0	0	58,086	62,192	△4,106	△338,161
流域	2,010,763	1,967,166	0	0	43,597	31,726	11,871	33,580
電気	14,637,247	630,901	0	0	14,006,346	9,404,354	4,601,992	3,640,202
工水	19,068,752	15,607,358	0	0	3,461,394	3,375,662	85,732	△27,761
病院	3,258,690	2,722,755	177,333	0	358,602	0	358,602	94,740
合計	39,869,844	21,764,486	177,333	0	17,928,025	12,873,934	5,054,091	3,402,600

[資金剰余額] [資金剰余額]

【全会計の連結実質赤字額 A】

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和5年度	増減 (R6-R5)
一般会計等の実質赤字額 [実質黒字額] A1	0 [16,432,642]	0 [28,406,651]	0 [△11,974,009]
公営事業会計に属する特別会計の実質赤字額 [実質黒字額] A2	0 [6,427,977]	0 [4,189,498]	0 [2,238,479]
公営企業会計（法適用）の資金不足額 [資金剰余額] A3	0 [17,928,025]	0 [12,873,934]	0 [5,054,091]
公営企業会計（法非適）の資金不足額 [資金剰余額] A4	0 [0]	0 [0]	0 [0]
合計 A(A1+A2+A3+A4) [連結実質黒字額]	0 [40,788,644]	0 [45,470,083]	0 [△4,681,439]

【標準財政規模 B】

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和5年度	増減 (R6-R5)
普通交付税額	654,091,211	650,309,690	3,781,521
標準税収入額等	718,229,778	702,442,846	15,786,932
臨時財政対策債発行可能額	5,806,416	11,753,279	△5,946,863
合計	1,378,127,405	1,364,505,815	13,621,590

【連結実質赤字比率 A/B】

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和5年度	増減 (R6-R5)	参考 (連結実質赤字比率 %)	
連結実質赤字額 [連結実質黒字額] A	0 [40,788,644]	0 [45,470,083]	0 [△4,681,439]	R6	2.95
標準財政規模 B	1,378,127,405	1,364,505,815	13,621,590	R5	3.33
連結実質赤字比率 (%) A/B	—	—	—	増減 (R6-R5)	△0.38pt

* 参考 令和6年度決算に基づく標準財政規模Bにおいて、比率が基準以上となる
全会計の連結実質赤字額Aの目安

早期健全化基準	財政再生基準
約1,206億円	約2,067億円

3 実質公債費比率

(単位：％)

令和6年度	算定比率			基準（令和6年度）	
	令和5年度	令和4年度	増減 (R6-R5)	早期健全化	財政再生
20.0	19.1	18.9	0.9pt	25.0	35.0

(1) 内容

道の全会計・一部事務組合を対象として、一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合を示すもの（3か年平均）

(2) 対象

「2 連結実質赤字比率」の対象となった道の全会計に、次の一部事務組合を加えたもの

石狩東部広域水道企業団	苫小牧港管理組合
石狩西部広域水道企業団	石狩湾新港管理組合

(3) 算式

$$\text{●実質公債費比率（％）（3か年平均）} = \frac{\text{元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B} - \text{基準財政需要額算入額 C}}{\text{標準財政規模 D} - \text{基準財政需要額算入額 C}}$$

【元利償還金 A】

(単位：千円)

区分	公債費 ア	繰上償還・ 借換債分 イ	満期一括 元金分 ウ	特定財源等 エ	元利償還金 A(ア+イ+ウ+エ)	前年度からの 変動額
令和3年度	615,707,478	120,814,959	260,000,000	5,754,165	229,138,354	—
令和4年度	630,265,995	129,050,332	268,136,712	6,710,749	226,368,202	△2,770,152
令和5年度	634,150,698	133,061,716	260,000,000	5,675,824	235,413,158	9,044,956
令和6年度	669,799,062	127,921,005	290,000,000	9,146,545	242,731,512	7,318,354

【準元利償還金 B】

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
積立不足額考慮算定額 ア	61,138,054	53,205,319	51,831,624	53,469,239
満期一括元金相当分 イ	131,682,585	135,242,832	136,940,653	139,562,403
公営企業債分 ウ	2,931,458	2,962,354	3,099,587	3,121,426
一部事務組合分 エ	613,566	574,147	532,487	513,272
債務負担行為分 オ	5,561,122	4,264,561	3,223,549	2,589,113
一時借入金利子 カ	26,372	3,043	396	36
準元利償還金 B (ア+イ+ウ+エ+オ+カ)	201,953,157	196,252,256	195,628,296	199,255,489
前年度からの変動額	—	△5,700,901	△623,960	3,627,193

【基準財政需要額算入額 C】

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
災害復旧費 等に係る分	元利償還金	188,567,603	182,072,184	178,493,064	168,039,713
	準元利償還金	377,126	277,697	243,006	205,002
事業費補正 に係る分	元利償還金	19,520,787	18,247,127	17,745,742	17,756,734
	準元利償還金	1,951,229	1,848,742	1,708,951	1,581,765
密度補正に 係る分	元利償還金	80,004	77,837	78,375	77,853
	準元利償還金	640,014	700,613	783,690	778,466
合 計		211,136,763	203,224,200	199,052,828	188,439,533
前年度からの変動額		—	△7,912,563	△4,171,372	△10,613,295

【標準財政規模 D】

(単位：千円)

区 分	普通交付税額 ア	標準税収入額等 イ	臨時財政対策債 発行可能額 ウ	標準財政規模 D(ア+イ+ウ)	前年度からの 変 動 額
令和3年度	677,935,067	584,681,473	135,798,089	1,398,414,629	—
令和4年度	648,947,420	685,364,163	24,451,737	1,358,763,320	△39,651,309
令和5年度	650,309,690	702,442,846	11,753,279	1,364,505,815	5,742,495
令和6年度	654,091,211	718,229,778	5,806,416	1,378,127,405	13,621,590

【実質公債費比率 (A+B-C)/(D-C)】

(単位：千円)

区 分	令和3年度 ア	令和4年度 イ	令和5年度 ウ	令和6年度 エ	差 引 (エ-ア)
元利償還金 A	229,138,354	226,368,202	235,413,158	242,731,512	13,593,158
準元利償還金 B	201,953,157	196,252,256	195,628,296	199,255,489	△2,697,668
基準財政需要額 算入額 C	211,136,763	203,224,200	199,052,828	188,439,533	△22,697,230
計 E(A+B-C)	219,954,748	219,396,258	231,988,626	253,547,468	33,592,720
標準財政規模 D	1,398,414,629	1,358,763,320	1,364,505,815	1,378,127,405	△20,287,224
基準財政需要額 算入額 C	211,136,763	203,224,200	199,052,828	188,439,533	△22,697,230
計 F(D-C)	1,187,277,866	1,155,539,120	1,165,452,987	1,189,687,872	2,410,006
実質公債費比率 (単年度) E/F	18.52597 %	18.98648 %	19.90545 %	21.31210 %	2.78613 pt
前年度からの 変動	—	0.46051 pt	0.91897 pt	1.40665 pt	—
実質公債費比率 (3か年平均)	令和5年度比率：19.1 % (R3・R4・R5の3か年平均)			令和6年度比率：20.0 % (R4・R5・R6の3か年平均)	

* 参考 令和6年度決算に基づく基準財政需要額算入額C、標準財政規模Dにおいて、単年度の比率が基準以上となる元利償還金Aと準元利償還金Bの合計額の目安

早期健全化基準	財政再生基準
約4,859億円	約6,048億円

4 将来負担比率

(単位：%)

算定比率				基準（令和6年度）	
令和6年度	令和5年度	令和4年度	増減 (R6-R5)	早期健全化	財政再生
307.0	306.7	311.0	0.3pt	400.0	

(1) 内容

道の全会計・一部事務組合・土地開発公社・第三セクター等を対象として、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率を示すもの

(2) 対象

「3 実質公債費比率」の対象となった道の全会計・一部事務組合に、次の土地開発公社・第三セクター等を加えたもの

北海道土地開発公社		
第三セクター等	北海道住宅供給公社	(公財) 北海道農業公社
	道南いさりび鉄道(株)	(公社) 北海道私学振興基金協会
	(一財) 北海道勤労者信用基金協会	北海道信用保証協会

(3) 算式

●将来負担比率 (%) =	$\frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能財源等 B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{基準財政需要額算入額 D}}$												
●将来負担額 A =	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">道債の現在高</td> <td style="text-align: right;">A1</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">+ 債務負担行為に基づく支出予定額</td> <td style="text-align: right;">A2</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">+ 公営企業債等繰入見込額</td> <td style="text-align: right;">A3</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">+ 一部事務組合負担等見込額</td> <td style="text-align: right;">A4</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">+ 退職手当負担見込額</td> <td style="text-align: right;">A5</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">+ 設立法人の負債額等負担見込額</td> <td style="text-align: right;">A6</td> </tr> </table>	道債の現在高	A1	+ 債務負担行為に基づく支出予定額	A2	+ 公営企業債等繰入見込額	A3	+ 一部事務組合負担等見込額	A4	+ 退職手当負担見込額	A5	+ 設立法人の負債額等負担見込額	A6
道債の現在高	A1												
+ 債務負担行為に基づく支出予定額	A2												
+ 公営企業債等繰入見込額	A3												
+ 一部事務組合負担等見込額	A4												
+ 退職手当負担見込額	A5												
+ 設立法人の負債額等負担見込額	A6												

【道債の現在高 A1】

(単位：千円)

区分	令和6年度	令和5年度	増減 (R6-R5)	
一般会計	5,836,902,606	5,884,200,893	△47,298,287	
特別会計	母子父子寡婦	6,132,153	6,462,153	△ 330,000
	中小企業	7,976,021	8,059,738	△ 83,717
	苫 東	10,091,000	10,091,000	0
	石狩新港	5,449,015	5,449,015	0
	就農支援	955,032	1,211,838	△ 256,806
	道営住宅	52,078,538	53,263,455	△ 1,184,917
合 計	5,919,584,365	5,968,738,092	△49,153,727	

【債務負担行為に基づく支出予定額 A2】

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減 (R6-R5)
P F I 事業に係る分	365, 525	395, 195	△ 29, 670
国営土地改良事業に係る分	1, 388, 687	2, 093, 932	△ 705, 245
森林総合研究所等が行う事業に係る分	97, 821	152, 935	△ 55, 114
地方公務員等共済組合に係る分	7, 199, 452	7, 413, 560	△ 214, 108
依頼土地の買い戻しに係る分	14, 162, 188	14, 461, 628	△ 299, 440
上記に準じる債務負担行為に係る分	0	0	0
合 計	23, 213, 673	24, 517, 250	△ 1, 303, 577

【公営企業債等繰入見込額 A3】

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減 (R6-R5)
公共下水道事業会計	1, 554, 664	1, 531, 608	23, 056
流域下水道事業会計	13, 988, 697	14, 715, 145	△ 726, 448
電気事業会計	0	0	0
工業用水道事業会計	1, 853, 917	2, 380, 836	△ 526, 919
病院事業会計	12, 055, 971	12, 688, 213	△ 632, 242
合 計	29, 453, 249	31, 315, 802	△ 1, 862, 553

【一部事務組合負担等見込額 A4】

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減 (R6-R5)
苫小牧港管理組合	8, 537, 793	7, 804, 295	733, 498
石狩湾新港管理組合	2, 672, 280	2, 544, 013	128, 267
合 計	11, 210, 073	10, 348, 308	861, 765

【退職手当負担見込額 A5】

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減 (R6-R5)	
一般職に係る分	基本額	419, 344, 837	423, 942, 108	△ 4, 597, 271
	調整額	47, 904, 268	49, 615, 833	△ 1, 711, 565
特別職に係る分	29, 949	24, 934	5, 015	
合 計	467, 279, 054	473, 582, 875	△ 6, 303, 821	

【設立法人の負債額等負担見込額 A6】

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減 (R6-R5)
北海道土地開発公社	9, 329, 407	9, 196, 364	133, 043
北海道農業公社	3, 761, 025	5, 447, 218	△ 1, 686, 193
道南いさりび鉄道	78, 075	156, 149	△ 78, 074
北海道私学振興基金協会	327, 400	351, 000	△ 23, 600
北海道信用保証協会	8, 976, 994	6, 439, 198	2, 537, 796
北海道勤労者信用基金協会	459	482	△ 23
北海道住宅供給公社	1, 462, 900	1, 614, 500	△ 151, 600
合 計	23, 936, 260	23, 204, 911	731, 349

【将来負担額 A】

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減 (R6-R5)
道債の現在高 A1	5,919,584,365	5,968,738,092	△ 49,153,727
債務負担行為に基づく支出予定額A2	23,213,673	24,517,250	△ 1,303,577
公営企業債等繰入見込額 A3	29,453,249	31,315,802	△ 1,862,553
一部事務組合負担等見込額 A4	11,210,073	10,348,308	861,765
退職手当負担見込額 A5	467,279,054	473,582,875	△ 6,303,821
設立法人の負債額等負担見込額 A6	23,936,260	23,204,911	731,349
合 計 A(A1+A2+A3+A4+A5+A6)	6,474,676,674	6,531,707,238	△ 57,030,564

【充当可能財源等 B】

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減 (R6-R5)
充当可能基金	389,037,562	382,867,153	6,170,409
充当可能特定財源	67,880,779	78,214,593	△ 10,333,814
基準財政需要額算入見込額	2,365,335,774	2,495,719,614	△ 130,383,840
合 計	2,822,254,115	2,956,801,360	△ 134,547,245

【標準財政規模 C】

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減 (R6-R5)
普通交付税額	654,091,211	650,309,690	3,781,521
標準税収入額等	718,229,778	702,442,846	15,786,932
臨時財政対策債発行可能額	5,806,416	11,753,279	△ 5,946,863
合 計	1,378,127,405	1,364,505,815	13,621,590

【基準財政需要額算入額 D】

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	増減 (R6-R5)	
災害復旧費 等に係る分	元利償還金	168,039,713	178,493,064	△ 10,453,351
	準元利償還金	205,002	243,006	△ 38,004
事業費補正 に係る分	元利償還金	17,756,734	17,745,742	10,992
	準元利償還金	1,581,765	1,708,951	△ 127,186
密度補正に 係る分	元利償還金	77,853	78,375	△ 522
	準元利償還金	778,466	783,690	△ 5,224
合 計	188,439,533	199,052,828	△ 10,613,295	

【将来負担比率 (A-B)/(C-D)】

(単位：千円)

区 分		令和 6 年度	令和 5 年度	増減 (R6-R5)
将来負担額	A	6,474,676,674	6,531,707,238	△ 57,030,564
充当可能財源等	B	2,822,254,115	2,956,801,360	△ 134,547,245
計	E(A-B)	3,652,422,559	3,574,905,878	77,516,681
標準財政規模	C	1,378,127,405	1,364,505,815	13,621,590
基準財政需要額算入額	D	188,439,533	199,052,828	△ 10,613,295
計	F(C-D)	1,189,687,872	1,165,452,987	24,234,885
将来負担比率	E/F	307.0 %	306.7 %	0.3 pt

* 参考 令和 6 年度決算に基づく充当可能財源等 B、標準財政規模 C、基準財政需要額算入額 D において、比率が基準以上となる将来負担額 A の目安

早期健全化基準	財政再生基準
約 7 兆 5, 8 1 0 億円	

5 資金不足比率

(単位：%)

区 分		算定比率				基準（令和6年度）	
		令和6年度	令和5年度	令和4年度	増 減 (R6-R5)	経営健全化	財政再生
法	公共下水道事業会計	—	—	—	—	20.0	
	流域下水道事業会計	—	—	—	—	20.0	
適 用	電気事業会計	—	—	—	—	20.0	
	工業用水道事業会計	—	—	—	—	20.0	
	病院事業会計	—	—	—	—	20.0	

(1) 内 容

公営企業会計（法適用）を対象として、各公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率を示すもの

(2) 対 象

公営企業会計	法適用	公共下水道事業会計	公営企業会計	法適用	電気事業会計
		流域下水道事業会計			工業用水道事業会計
					病院事業会計

(3) 算 式

$$\bullet \text{資金不足比率 (\%)} = \frac{\text{資金不足額 A}}{\text{事業規模 B}}$$

【資金不足額 A】

(単位：千円)

区 分	流動資産 等 了	流動負債 等 イ	算入道債 ウ	解消可能 資金不足 額 エ	資金収支額		増 減 (R6-R5)
					令和6年度 A(ア-イ-ウ+エ)	令和5年度	
公 共	894,392	836,306	0	0	58,086	62,192	△ 4,106
流 域	2,010,763	1,967,166	0	0	43,597	31,726	11,871
電 気	14,637,247	630,901	0	0	14,006,346	9,404,354	4,601,992
工 水	19,068,752	15,607,358	0	0	3,461,394	3,375,662	85,732
病 院	3,258,690	2,722,755	177,333	0	358,602	0	358,602

[資金剰余額] [資金剰余額]

【事業規模 B】

(単位：千円)

区 分	営業収益 ア	受託工事収益 イ	事業規模		増 減 (R6-R5)
			令和 6 年度 B(ア-イ)	令和 5 年度	
公 共	399,056	0	399,056	372,544	26,512
流 域	0	0	0	0	0
電 気	7,238,644	0	7,238,644	6,294,687	943,957
工 水	1,893,871	0	1,893,871	1,917,982	△ 24,111
病 院	7,268,229	0	7,268,229	7,230,164	38,065

【資金不足比率 A/B】

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度			令和 5 年度	参考 (資金剰余比率 %)		
	資金不足額 [資金剰余额] A	事業規模 B	資金不足比率 (%) A/B	資金不足 比率 (%)	令 和 6 年度	令 和 5 年度	増 減 (R6-R5)
公 共	0 [58,086]	399,056	—	—	14.6	16.7	△2.1pt
流 域	0 [43,597]	0	—	—	—	—	—
電 気	0 [14,006,346]	7,238,644	—	—	193.5	149.4	44.1pt
工 水	0 [3,461,394]	1,893,871	—	—	182.8	176.0	6.8pt
病 院	0 [358,602]	7,268,229	—	—	4.9	—	4.9pt

* 参考 令和 6 年度決算に基づく事業規模 B において、比率が基準以上となる資金不足額 A の目安

区 分	経営健全化基準	財政再生基準
公共下水道事業会計	約 1 億円	
流域下水道事業会計	—	
電気事業会計	約 1.4 億円	
工業用水道事業会計	約 4 億円	
病院事業会計	約 1.5 億円	

参 考

1 健全化判断比率及び資金不足比率の対象

一般会計等	一 般 会 計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	公債管理特別会計				
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計				
		中小企業高度化資金貸付事業等特別会計				
		苫小牧東部地域開発出資特別会計				
		石狩湾新港地域開発出資特別会計				
		就農支援資金貸付事業等特別会計				
		沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計				
		林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計				
		道営住宅事業特別会計				
住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計						
公営事業会計	公営事業会計に属する特別会計	国民健康保険事業特別会計	資金不足比率			
		地方競馬特別会計				
公営事業会計	公営企業会計 (地方公営企業法適用)	公共下水道事業会計				
		流域下水道事業会計				
		電気事業会計				
		工業用水道事業会計				
		病院事業会計				
一部事務組合		石狩東部広域水道企業団				
		石狩西部広域水道企業団				
		苫小牧港管理組合				
		石狩湾新港管理組合				
地方公社・第三セクター等		北海道土地開発公社				
		(公財) 北海道農業公社				
		道南いさりび鉄道(株)				
		(公社) 北海道私学振興基金協会				
		北海道信用保証協会				
		(一財) 北海道勤労者信用基金協会				
		北海道住宅供給公社				

注 資金不足比率は、各会計ごとに算出することとされている。

2 令和6年度健全化判断比率の算定（イメージ図）

（単位：百万円）

(1) 実質赤字比率（実質赤字比率は算定されず、実質黒字比率 1.19%）

16,433		
実質黒字額【分子】	1,378,127	
* 実質赤字額は生じていない	標準財政規模 (A)	【分母】

(2) 連結実質赤字比率（連結実質赤字比率は算定されず、連結実質黒字比率 2.95%）

40,789		
連結実質黒字額【分子】	1,378,127	
* 連結実質赤字額は生じていない	(A)	【分母】

(3) 実質公債費比率（単年度 21.31210%）

$$\left(\frac{253,547}{1,189,688} \times 100 \div 21.31210 \right)$$

元利償還金 (B)	準元利償還金 (C)	
242,732	199,255	441,987
基準財政需要額算入額 (D)		
188,440		
	(B) + (C) - (D)	【分子】
	253,547	
		(A)
	1,378,127	
(D)		
188,440		
	(A) - (D)	【分母】
	1,189,688	

(4) 将来負担比率 307.0%

$$\left(\frac{3,652,422}{1,189,688} \times 100 \div 307.0 \right)$$

	将来負担金 (E)	
	6,474,677	
	充当可能財源等 (F)	
	2,822,254	
	(E) - (F)	【分子】
	3,652,423	
(A)		
	1,378,127	
(D)		
188,440		
	(A) - (D)	【分母】
	1,189,688	

3 令和5年度決算に基づく各都道府県の健全化判断比率及び資金不足比率の状況

(単位：％)

区分	実質赤字比率	順位	連結実質赤字比率	順位	実質公債費比率	順位	将来負担比率	順位
北海道	R4	—	—	—	18.9	47	311.0	46
	R5	—	—	—	19.1	47	306.7	46
青森県	—	—	—	—	13.4	39	64.6	4
岩手県	—	—	—	—	12.7	36	201.1	35
宮城県	—	—	—	—	10.3	20	135.3	14
秋田県	—	—	—	—	15.3	43	243.0	42
山形県	—	—	—	—	12.8	37	218.3	39
福島県	—	—	—	—	6.4	2	114.1	9
茨城県	—	—	—	—	9.3	10	166.0	26
栃木県	—	—	—	—	9.4	14	102.8	6
群馬県	—	—	—	—	9.3	10	133.6	13
埼玉県	—	—	—	—	10.8	23	151.9	16
千葉県	—	—	—	—	7.5	5	106.5	8
東京都	—	—	—	—	1.3	1	9.7	1
神奈川県	—	—	—	—	8.9	9	64.0	3
新潟県	—	—	—	—	18.4	46	297.8	45
富山県	—	—	—	—	13.8	41	217.7	38
石川県	—	—	—	—	12.3	34	192.0	32
福井県	—	—	—	—	11.7	32	153.8	19
山梨県	—	—	—	—	11.2	25	173.4	28
長野県	—	—	—	—	9.4	14	152.0	17
岐阜県	—	—	—	—	8.3	6	223.7	40
静岡県	—	—	—	—	13.6	40	235.4	41
愛知県	—	—	—	—	13.2	38	162.3	21
三重県	—	—	—	—	11.6	31	164.5	22
滋賀県	—	—	—	—	11.3	27	183.3	31
京都府	—	—	—	—	16.8	45	264.6	44
大阪府	—	—	—	—	10.7	22	118.4	10
兵庫県	—	—	—	—	16.3	44	321.5	47
奈良県	—	—	—	—	9.3	10	106.1	7
和歌山県	—	—	—	—	9.5	16	202.0	36
鳥取県	—	—	—	—	9.3	10	131.4	12
島根県	—	—	—	—	6.5	3	161.8	20
岡山県	—	—	—	—	10.9	24	164.6	23
広島県	—	—	—	—	14.4	42	195.3	33
山口県	—	—	—	—	8.8	8	170.6	27
徳島県	—	—	—	—	12.3	34	152.2	18
香川県	—	—	—	—	10.2	19	165.1	25
愛媛県	—	—	—	—	11.2	25	119.0	11
高知県	—	—	—	—	11.7	32	177.3	30
福岡県	—	—	—	—	11.3	27	248.4	43
佐賀県	—	—	—	—	9.7	17	135.3	14
長崎県	—	—	—	—	10.6	21	175.8	29
熊本県	—	—	—	—	8.3	6	217.0	37
大分県	—	—	—	—	9.8	18	164.6	23
宮崎県	—	—	—	—	11.5	30	97.7	5
鹿児島県	—	—	—	—	11.4	29	196.2	34
沖縄県	—	—	—	—	7.4	4	24.9	2
(令和5年度加重平均)		—	—	—	10.1	—	148.7	—

注 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、全都道府県で赤字が生じておらず算定されないため、「—」と表示した。

(単位：％)

区分	公営企業会計名	資金不足比率	区分	公営企業会計名	資金不足比率
資金不足比率 北海道	公共下水道事業会計	—	山形県	病院事業会計	8.1
	流域下水道事業会計	—	新潟県	工業用地造成事業会計	3.9
	電気事業会計	—			
	工業用水道事業会計	—			
	病院事業会計	—			

注 北海道の各公営企業会計は、資金不足額が生じておらず算定されないため、「—」と表示した。
北海道以外の都府県については、算定されている公営企業会計を記載した。

